

## 城西国際大学における研究データ管理・公開ポリシーの解説

令和 8 年 2 月 5 日

学長決定

城西国際大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「学問による人間形成」及び教育理念「国際社会で生きる人間としての人格形成」に基づき、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究し、知的、道徳的能力の涵養をはかり、もって国家社会に貢献し得る人材を養成するとともに、人類文化の発展に寄与することを目的とする。

このような背景を持つ本学は、研究データを学術の発展と社会的信頼を支える知的資産と位置付け、その適切な管理及び公開を通じて研究の透明性・再現性・信頼性を確保し、社会への説明責任を果たすため、「城西国際大学における研究データ管理・公開ポリシー」（以下「本ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

本学は、建学の精神「学問による人間形成」及び教育理念「国際社会で生きる人間としての人格形成」に基づき、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究し、知的、道徳的能力の涵養をはかり、もって国家社会に貢献し得る人材を養成するとともに、人類文化の発展に寄与することを目的とする。

このような背景を持つ本学は、研究データを学術の発展と社会的信頼を支える知的資産と位置付け、その適切な管理及び公開を通じて研究の透明性・再現性・信頼性を確保し、社会への説明責任を果たすため、本ポリシーを定めるものである。

近年の動向として、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に研究交流のリモート化や研究設備・機器への遠隔からの接続、データ駆動型研究の拡大など、研究活動 DX 化が国内外で加速している。これに伴い、論文のオープンアクセス化をはじめとするオープンサイエンスの潮流が広がる一方で、信頼性の低い研究データに基づく論文の撤回や、研究成果をビジネス目的で囲い込む動きも懸念されている。

こうした状況を踏まえ、我が国では、「研究活動における自由と多様性を尊重しつつ、国際的な貢献と各主体の利害の双方を考慮した、オープン・アンド・クローズ戦略<sup>1</sup>に基づく研究プロセスのマネジメント」を実行することが求められている<sup>2</sup>。また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）」では、以下のとおり研究データの適正な管理と利活用を促進するための目標及び主要指標が定められている。

<sup>1</sup> 研究データの特性から、公開するものと非公開にするものとに分けて進める戦略のこと。（大学 ICT 推進協議会）

“大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン（2021 年 7 月 1 日）”. 内閣府.)

<sup>2</sup> “第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）”『2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化（2）新たな研究システムの構築（オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進）（a）現状認識』

以上を踏まえ、本学においても、研究データを適切に管理し、公開可能な範囲での共有・利活用を進めるための体制整備は喫緊の課題である。

### 【目標】

オープン・アンド・クローズ戦略に基づく研究データの管理・利活用、世界最高水準のネットワーク・計算資源の整備、設備・機器の共用・スマート化等により、研究者が必要な知識や研究資源に効果的にアクセスすることが可能となり、データ駆動型研究等の高付加価値な研究が加速されるとともに、市民等の多様な主体が参画した研究活動が行われる。

### 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

機関リポジトリを有する全ての大学・大学共同利用機関法人・国立研究開発法人において、2025年までに、データポリシーの策定率が100%になる。公募型の研究資金の新規公募分において、2023年度までに、データマネジメントプラン（DMP）及びこれと連動したメタデータの付与を行う仕組みの導入率が100%になる。

#### （研究データの定義）

- 1 本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

#### 1. 研究データの範囲と付随する関係法令

本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で、研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。研究データは、研究素材として取得した情報に限らず、研究の進行に伴い新たに生じる情報を含み得るため、その形態は数値、画像、音声、テキスト、映像など多岐にわたる。

#### 【研究データの例】

- (1) 研究素材として収集又は生成・観測された一次データ
- (2) 研究の過程で新たに生成された情報（例：分析・処理・集計等により得られた情報、解析結果等）
- (3) 研究データの収集・生成過程で作成された記録（実験ノート、フィールドノート、質問票、観察記録等）
- (4) 研究成果（論文、報告書、講演資料等）に記載された情報の根拠データ
- (5) 資料・標本などの有体物等に関する記録や測定結果
- (6) 研究活動の再現・検証・再利用の根拠となる情報
- (7) その他、研究活動に用いられ、または今後利用が予定されている情報

研究データには、法令や契約によって保護・制限される情報が含まれる可能性があるた

め、以下の事項を遵守する必要がある。

- 知的財産に関する法令

著作権法、不正競争防止法、特許法、実用新案法などを遵守する。他者が権利を有する論文、書籍、作品、データベース等を利用する場合は、著作権者の許諾が必要となる。治験や産学連携研究において企業が提供するデータや営業秘密は、不正競争防止法の保護対象となる。

- 個人情報・プライバシー保護に関する法令

個人情報保護法および本学の個人情報保護規程等を遵守する。人を対象とした研究の場合は、匿名化や同意取得を含めた倫理的配慮が求められる。

- 契約・共同研究に基づく制約

共同研究・受託研究・外部資金による研究等においては、契約書や覚書等に定められたデータ管理・公開条件を遵守する必要がある。契約上の条件は本ポリシーに優先して適用される。

- 安全保障輸出管理関連法令

外国への研究データ提供や共有に際しては、「外国為替及び外国貿易法」に基づく規制対象技術に該当しないかを確認し、適切な手続きを行う。

## 2. 研究者の定義

本ポリシーにおける「研究者」とは、本学において研究に従事する者（本学の役員、教職員〔教員又はその他の職員で本学との労働契約に基づき、本学において業務に従事する者〕、学部学生、大学院学生、科目等履修生及び本学の施設・設備を利用して研究に従事しているどの研究機関にも所属しない者）を指す。

ただし、どの範囲までを本ポリシーにおける「研究者」とするかについては（特に学生に関し、学部学生や科目履修生等を含める必要があるか否か等）、各研究分野の特性、研究データの性質、研究の実施体制等により異なる場合がある。そのため、各部局等において実情を踏まえ、その具体的な範囲を定めるものとする。

また、他の大学、企業、またはその他の研究機関に所属し、共同研究等により本学の研究活動に従事する者については、当該機関と協議の上、本ポリシーを準用することができる。

（研究データの管理）

2 研究者は、自らが収集又は生成した研究データの管理を行う権利及び義務を有し、研究データの管理を行うに当たって、法令、契約等及び本学の規程その他の規則、並びに各研究分野における倫理的要件を遵守するとともに、研究インテグリティの確保に配慮する。

研究データの管理は原則として研究者が担う。研究者は、自らが収集又は生成した研究

データの管理を行う権利及び義務を有し、管理に当たっては、法令、契約等ならびに本学の規程その他の規則、さらに各研究分野における倫理的要件を遵守するとともに、研究インテグリティの確保に配慮する必要がある。ここでいう研究インテグリティとは、研究の公正性・信頼性を損なわないよう、研究データの正確性、完全性、追跡可能性（トレーサビリティ）等を確保し、改ざん・ねつ造・不適切な取扱いを防止する観点を含む。

ただし、個人情報、共同研究、契約、公開の可否など判断を要する事項については、関係法令、契約、本学の規程及び指針に従い、必要に応じて本学の関係部局から助言を受けるものとする。

この研究データの管理を行う権利及び義務には、次のような具体的行為が含まれる。

- (1) データの収集・生成・加工・解析の過程を記録し、研究手順を明確に残すこと
- (2) データの変更履歴や加工記録を保存し、第三者による検証が可能な状態を保つこと
- (3) 定期的にバックアップを実施し、データの消失・改ざんを防止すること
- (4) アクセス権限を適切に管理し、研究メンバー以外の不正利用や情報漏えいを防ぐこと
- (5) データ管理に関する法令・契約・倫理規範を理解し、遵守すること

さらに、共同研究・受託研究・外部資金事業など、複数の機関や企業等が関与する研究においては、データの権利帰属、管理主体、公開条件、二次利用の可否等を契約書その他の文書により明確化することが求められる。これにより、研究成果の利用やデータの扱いに関する誤解・紛争を防止し、研究の公正性と透明性を確保することができる。

共同研究における契約内容は、各当事者の責務を明確にすると同時に、機関としての研究倫理・法令遵守の基盤ともなるため、研究者は契約締結の段階から本学の関係部局（研究推進課等）と連携し、必要な助言を受けながら適切に対応することが望ましい。研究者は、これらの取組を通じて、研究データを公正かつ安全に管理し、将来的な公開・共有や再利用に向けた基盤を整える責務を負う。

なお、研究データの公開に関する具体的な方針および手続については、別項「研究データの公開」に定めるものとする。

#### （研究データの公開）

- 3 研究者は、各研究分野の特質を踏まえ、特段の定めがある場合を除き、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、限定公開又は非公開とすることができる。
- (1) 知的財産の保護又は特許出願の準備中であるとき。
  - (2) 契約上の守秘義務その他の制約があるとき。
  - (3) 個人情報その他の機微情報を含み、適切な匿名化が困難なとき。
  - (4) 安全保障上の懸念があるとき。

研究データの公開は、研究成果の透明性と再現性を高め、学術の発展や社会への還元を促すために重要である。研究者は各研究分野の特質を踏まえ、特段の定めがある場合を除き、可能な限り研究データを社会に公開し、その利活用を促進することが求められる。公開に際しては、研究データの内容や利用条件を明確にするため、可能な限りメタデータ（データの説明情報）を付与することが望ましい。これにより、第三者による検索・理解・再利用が容易になり、研究データの価値を持続的に高めることができる。

一方で、研究データの公開は無条件に行われるべきものではなく、法令、契約及び倫理的要件等への配慮が不可欠である。そのため、次のいずれかに該当する場合には、研究データを限定公開又は非公開とすることができます。

- 知的財産の保護又は特許出願の準備中であるとき
- 契約上の守秘義務その他の制約があるとき
- 個人情報その他の機微情報を含み、適切な匿名化が困難なとき
- 安全保障上の懸念があるとき

研究者は、公開の可否や公開範囲を判断するに当たり、研究分野の慣行やデータの性質を踏まえつつ、上記の要件への該当性を確認し、必要に応じて学内の関係部署（研究推進課等）と協議の上、法令や契約上の義務を遵守しながら適切に判断する必要がある。

公開制限の要件に該当する場合でも、将来的な公開を前提に、一定期間データの公開を保留する「エンバーゴ期間」を設定することができる。エンバーゴ設定の際は、期間・理由・解除条件を明確にし、学内の関係部署（研究推進課等）と調整の上で適切に登録することが望ましい。

研究データの公開は、本学が運用する機関リポジトリ又は学認RDM等を利用することができる。公開にあたっては、リポジトリが定める規程および指針に従い、データ形式・メタデータ付与・アクセス制御・再利用条件（ライセンス設定等）を適切に設定する必要がある。また、データ公開の際には、研究データの提供範囲や利用制限を示す利用条件を明示することが望ましい。

**(大学の責務)**

4 本学は、研究データの適切な管理及び公開並びに利活用を支援するための環境を整備するよう努めるものとする。

本学は、研究データの保存・バックアップ体制の整備、機関リポジトリやデータベースの提供、研究契約や法令遵守に関する助言、および研究者への管理・公開に関する教育など、必要な環境を整備する。

本学は、研究データの適切な管理と公開を支援するため、研究者が安全にデータを扱える環境を整備する責任を負う。これは、研究の信頼性向上と社会的責任の遂行のために不可欠である。

- 研究データを安全に保存・保管できるバックアップ環境を整備し、必要に応じてクラウドや学内サーバを活用する。また、機関リポジトリを運用し、登録や公開に関するサポートを行う。
- 研究者が法令や契約を遵守して研究データを取り扱えるよう、助言体制を設ける。特に、個人情報や著作権、共同研究契約などに関して、研究推進課や各部局が相談に応じる体制を確保する。
- 研究データの管理や公開に関する教育を実施し、研究者の理解を深める。

(その他)

5 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

本ポリシーおよび本解説資料は、社会や周辺環境の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

城西国際大学における公正な研究推進のための研究データ等の保存及び管理に関する指針

[reseach005.pdf](#)

以上